

# どこよりもレンタルサービス約款

お客様(以下甲という)と株式会社どこよりも(以下乙という)との間の賃貸借契約(以下レンタル契約という)について、別に契約書類または、取り決め等による特約が無い場合は、下記約款条項を適用いたします。レンタル物件ご利用の際には、約款の条項をご了承いただくものとします。

## 【レンタル物件】

### 第1条

乙は甲にレンタル物件(以下「物件」という)を貸借(以下「レンタル」という)し、甲はこれを借り受けます。

## 【レンタル期間】

### 第2条

1.レンタル期間は、乙が甲に対して、物件を明渡した日から開始し、48ヶ月が最低利用期間となります。甲が乙に対して、次項の通知をしない場合、自動的に同一条件にて1ヶ月ごとに契約期間が更新されます。

2.甲は、前項の自動更新を希望しない場合、乙に対して、更新月(契約期間の最終月のことをいいます。)の25日までに通知することとします。

3.契約を終了する際は、ご返却が必要となります。

## 【レンタル料】

### 第3条

甲は、乙に対して、申込書に記載のレンタル料を乙指定の支払方法によって支払うものとします。

## 【物件の引き渡し】

### 第4条

乙は、甲に対して、物件を甲の指定する日本国内(計画的避難地域、帰還困難地域、居住制限区域、避難指示解除準備地域を除きます。)の場所において引き渡し、それに要した費用は乙の負担とします。物件の返却に要する費用は甲の負担となります。

## 【担保責任】

### 第5条

1.乙は、甲に対して、物件の借受時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しないものとします。

2.甲が、乙に対して、物件の引渡日後2日以内に物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引渡されたものとします。

3.乙は、甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、物件を修理または取替るものとします。

4.乙は、前項に規定する以外に物件が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

## 【物件の保管、使用、維持】

### 第6条

1.甲は、物件の保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱い、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用を負担します。

2.甲は、乙の事前の書面による承諾なくして甲の指定設置場所以外に物件を移転したり、物件の改造、加工等をしないことは勿論、第三者に対する賃借権の譲渡または物権の転貸してはならないものとします。

3.甲は、物件自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。

4.甲は、物件を譲渡または担保権を設定するなど、乙の権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。

5.甲は、物件に貼付された標識、ラベルなどを剥いだり、汚損してはならないものとします。

## 【物件の滅失、毀損】

### 第7条

1.甲は、自己の責による事項で物件を滅失(修理不能または所有権侵害を含む。)又は毀損した場合、乙に対して、代替物件の購入代価又は物件の修理代を支払うものとします。

2.甲は、前項の場合、物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を負うものとします。

## 【甲よりの解約申し込み】

### 第8条

甲は、レンタル期間中といえども、乙に通知することにより、物件を乙の指定する場所に返還してレンタル契約を解約することができます。ただし、この場合、甲は、乙に対して、下記の解約料を物件の返還とともに、支払うものとします。なお、本条の規定は、レンタル期間中の物件の滅失または解除による契約の終了の場合に準用するものとします。

解約料=(48-【実際にレンタルした月数】)×レンタル料

## 【契約の解除】

### 第9条

1.乙は、甲が次の各号の一にでも該当した場合、事前の催告及び通知なくレンタル契約を解除することができます。この場合、甲は、乙の債権の確保並びに物件の保全等に要した費用及び価格表に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済レンタル料との差額を、損害賠償金として直ちに支払うものとします。

- (1) レンタル料の支払を1回でも遅延したとき。
- (2) 甲が支払を停止したとき。
- (3) 甲が破産、民事再生法、会社更生等の申立をなし又は受けたとき。
- (4) 甲が事業の休廃止、解散(合併による場合を除く。)したとき、その他信用を喪失したとき。
- (5) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (6) 第12条の規定に基づく表明、確約に関して違反または虚偽の申告をした事が判明したとき。
- (7) その他本契約の各条項に一つでも違反したとき。

2. 乙は、前項による解除により乙が損害を被ったとしても、一切責任を負わないものとします。

#### 【物件の返還】

##### 第10条

1. 甲は、この契約が終了または前条の規定によって契約が解除された場合、乙の指定する場所へ物件を甲の費用にて直ちに返還するものとします。
2. 乙は、前項の返還により甲及び第三者に損害が発生した場合、一切責任を負わず、甲はその責任で解決するものとします。
3. 甲は、第1項の場合において、その帰賀性により物件を返還せず(滅失の場合を含む。)、又は毀損した物件を返還したときは、乙に対して損害賠償として乙の指定する違約金を支払うものとします。なお、本項による違約金の支払いは、第8条で定める解約料の支払いを妨げないものとします。
4. 甲は、物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、乙に対して、返還完了日までの1ヶ月のレンタル料金に物件返還遅延期間の月数を乗じた損害金を、物件の返還日に乙に支払うものとします。この場合1ヶ月単位で計算し、日割計算はしないものとします。

#### 【費用負担と支払遅延利息】

1. 甲は、レンタル契約の締結に関する運送費その他レンタル契約に基づく債務の履行に関する一切の費用を負担するものとします。
2. 甲は、レンタル契約から生じる消費税を負担するものとします。法令の改正により消費税が増額された場合、甲は、乙に対して、乙の請求により、直ちに増額分を支払うものとします。
3. 甲は、レンタル契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、乙に対して、その完済に至るまで年14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

#### 【反社会的勢力の排除】

##### 第12条

1. 貸借人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらを暴力団員等という)。
  - (2) 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
  - (3) 自己または第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
  - (4) 力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係者。
2. 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。(2) 齧迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
  - (3) その他前各号に準ずる行為。

#### 【不可抗力】

##### 第13条

1. 乙は、乙に対して、天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他責に帰することができない事由に起因する履行遅延または履行不能について、責任を負わないものとします。
2. 前項の場合、乙は、甲に対して、通知の上、レンタル契約の全部または一部を変更または解除することができるものとします。

#### 【合意管轄】

##### 第14条

この契約についてのすべての紛争に関する専属的合意管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する地方裁判所とするものとします。

#### 個人情報に関する条項

##### 第1条

甲が個人としてレンタル契約を締結する場合、以下の条項が適用されます。

#### [個人情報の利用目的]

乙は、甲の個人情報すべてを以下の目的(以下「利用目的」という)で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、甲はこれに同意します。

#### [利用目的]

- ① 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの乙の事業につき、甲と乙との商談の際、適切な対応を行うため。
- ② 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行い、甲の本人確認時に適切な判断や対応を行うため。
- ③ 甲との契約につき、乙においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行なめ。
- ④ 甲への各種商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- ⑤ 甲によりよい商品・サービスを提供すべく、マーケティング分析に利用するため。

#### 第2条

乙が、乙の責任により乙の保守サービス・代金決済・運送等に関する業務を乙の指定する保守会社に再委託する場合、甲は、甲または前条の個人情報の全部または一部を当該保守会社に開示することを予め承認します。

制定:2023年7月1日

改定:2024年6月1日